

市立豊中病院における診療記録の開示に関する要綱

平成 18 年 4 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この要綱は、豊中市個人情報保護条例(平成 17 年豊中市条例第 19 号。以下「条例」という。)第 29 条第 1 項の規定に基づき、市立豊中病院(以下「当院」という。)が保有する自己を本人とする保有個人情報(以下「自己情報」という。)のうち、診療記録の開示に係る事務について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療記録 診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、検査画像、紹介状及び退院時要約その他の診察の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録をいう。
- (2) 診療記録の開示 第 3 条に規定する者の求めに応じ、診療記録を閲覧に供すること又は診療記録の写しを交付することをいう。

(開示請求権)

第 3 条 何人も、当院に対し、当院の保有する自己情報に関する診療記録の開示を請求(以下「開示請求」という。)することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、当該本人が未成年者で満 15 歳以上の者であるときは、本人の同意を得なければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として開示請求をすることができる。

- (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
- (2) 死者の配偶者、子及び父母(以下「配偶者等」という。)であった者(前号に該当する者を除く。) 当該死者の疾病又は死亡に関する情報
- (3) 死者の相続人(前 2 号に該当する者を除く。) 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、診療記録開示検討委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いて開示請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

(開示請求の手続)

第 4 条 開示請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した市立豊中病院診療記録開示請求書(第 1 号様式)(以下「開示請求書」という。)を豊

中市病院事業管理者(以下「病院事業管理者」という。)に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 開示請求に係る診療記録を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業管理者が必要と認める事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、病院事業管理者に対し、開示請求に係る診療記録の本人又は法定代理人本人であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - 3 開示請求が法定代理人によるものであるときは、当該法定代理人は、法定代理人であることを証する書面を提示し、又は提出しなければならない。
 - 4 前条第3項の規定により開示請求をする者は、第2項に定めるもののほか、前条第3項の各号に掲げる者であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - 5 病院事業管理者は、本人が開示請求をすることが著しく困難であると認める場合は、条例第19条第4項及び豊中市個人情報保護条例施行規則(平成17年豊中市規則第57号。以下「施行規則」という。)第19条第8項の規定に準じ、代理人による開示請求を認めることができる。この場合において、病院事業管理者は、開示請求を認めるに足りる要件を証する書類の提示又は提出を求めるものとする。
 - 6 病院事業管理者は、第1項に規定する開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、その補正を求めなければならない。ただし、開示請求時において補正することができない場合は、速やかに相当の期間を定めて開示請求者に市立豊中病院診療記録開示請求書の補正通知書(第2号様式)により補正を求めるものとする。
 - 7 病院事業管理者は、開示請求者が補正に応じないときは、請求を却下することができる。
 - 8 開示請求書の收受に当たっては、請求内容及び開示請求者の確認を行う必要があるため、郵送、電話、ファクシミリ、電子メールによる開示請求の受付は認めないものとする。ただし、病院事業管理者が適当と認める場合は、この限りでない。

(開示義務)

第5条 病院事業管理者は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る診療記録を開示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は診療記録の開示の全部又は一部を拒むことができる。

- (1) 患者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 患者本人が不開示の意思を表明しているとき。
- (3) 開示することにより、市、国、他の地方公共団体その他の公共団体及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (4) 開示請求に係る患者本人又は代理人であることを証する書類の提示又は提出がなかった

とき。

- (5) 開示請求された診療記録の開示が法令により禁止されているとき。
- (6) 開示請求に係る診療記録が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき。
- (7) 開示請求された診療記録が存在しないとき。
- (8) 診療記録の開示を不相当とする事由があると病院事業管理者が認めるとき。

(開示決定等)

第 6 条 診療記録に係る全部若しくは一部の開示又は全部を開示しない決定（以下「開示決定等」という。）は、市立豊中病院事務決裁規程（平成 23 年病院事業管理規程第 5 号）の定めるところにより、市立豊中病院医療情報室長（以下「医療情報室長」という。）が行うものとする。

- 2 医療情報室長は、開示決定等をしたときは、委員会にその旨を報告するものとする。
- 3 医療情報室長は、直ちに開示決定等をする事ができないときは、委員会の意見を聴くことができる。
- 4 開示決定等は、15 日以内に行わなければならない。ただし、第 4 条第 6 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。
- 5 前項の規定にかかわらず、開示請求に係る診療記録の内容が大量又は複雑であり、判断に時間を要する場合は、15 日を超えて開示決定等をする事ができる。ただし、この場合にあつても条例第 25 条及び第 26 条に規定する期限を超えることはできない。
- 6 開示決定等の期間を延長する場合は、文書により、延長の期間、延長後の期限及び延長の理由を通知しなければならない。この場合には、市立豊中病院診療記録開示決定等期間延長通知書（第 3 号様式）により、その旨を開示請求者に通知するものとする。
- 7 開示請求に係る診療記録に第三者の情報が記録されているときは、当該第三者の権利利益が不当に侵害されることがないように、施行規則及び豊中市個人情報保護事務取扱要領の規定に準じて、必要な措置を講じるものとする。
- 8 医療情報室長は、開示請求に係る診療記録の開示決定等をしたときは、次の各号に掲げる通知書により、その旨を開示請求者に通知し、併せて当該通知書の写し 1 部を保存するものとする。
 - (1) 全部開示の場合 市立豊中病院診療記録開示決定通知書（第 4 号様式）
 - (2) 一部開示の場合 市立豊中病院診療記録部分開示決定通知書（第 5 号様式）
 - (3) 不開示の場合 市立豊中病院診療記録不開示決定通知書（第 6 号様式）
 - (4) 存否応答拒否の場合 開示請求に係る市立豊中病院診療記録存否応答拒否決定通知書（第 7 号様式）
 - (5) 不存在の場合 市立豊中病院診療記録不存在による不開示決定通知書（第 8 号様式）

(開示事務担当)

第 7 条 診療記録の開示に係る事務は、市立豊中病院医療情報室診療情報管理係（以下「担当係」という。）において行うものとする。

2 担当係は、診療記録の開示に係る事務を行うに当たり、第 4 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づき、開示請求者より書類の提示を受けた場合は、当該書類の写しをとり、開示請求書とともに保存するものとする。

（開示方法）

第 8 条 診療記録の開示は、当該診療記録が文書又はフィルムに記録されているときは、これらの原本を閲覧又は写しの交付により行うものとする。また、電磁的に記録されているときは、別に定める方法により行う。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、診療記録を複写したものの閲覧又は写しの交付により開示することができる。

- (1) 汚損され、又は破損されるおそれがあるとき。
- (2) 部分開示を行うとき。
- (3) その他正当な理由があるとき。

2 その他の診療記録の閲覧及び写し等の交付の方法は、当該診療記録の種類及び記録形態に応じて病院事業管理者が定める方法によるものとする。

3 診療記録の写し等は、診療記録の開示請求のあった文書 1 件につき 1 部とする。

（開示の実施）

第 9 条 診療記録の開示の実施は、決定通知書により指定した日時に担当係において行うものとする。

2 診療記録の開示は、次の各号に定める方法により、請求者が指定した日時に来院しなかった場合の措置を講じるものとする。

- (1) 開示請求者からあらかじめ指定の日時に来院できない旨の連絡があった場合は、別の日時を定めて診療記録の開示を行うものとする。この場合、新たに通知書は交付しない。
- (2) 開示請求者が指定の日時に前号の連絡なく来院しなかった場合は、診療記録の開示の実施についてその要否の確認を行い、開示を必要とする場合の措置は、前号に準ずる。

3 診療記録の写し等は、次の各号に定めるところにより、交付に要する費用を徴収しなければならない。

- (1) 写し等の交付に要する費用の額は、施行規則別表に定めるところによる。
- (2) 施行規則別表備考の 3 の規定による画像記録用フィルムの写し等の作成に要する費用の額は、豊中市病院事業の設置等に関する条例施行規程(平成 23 年病院事業管理規程第 3 号)第 9 条第 1 項第 1 号ただし書の規定によるものとする。
- (3) 写し等の交付に要する費用は、豊中市病院事業会計規程(平成 23 年病院事業管理規程第 10 号)に基づき徴収し、領収書を交付する。
- (4) 写し等の交付に要する費用の徴収は、担当係で行うものとする。

(審査請求)

第 10 条 診療記録の開示請求に係る診療記録の全部を開示する旨の決定を除き、開示請求に対する決定に不服がある者は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の定めるところにより、豊中市長に対し不服申立てをすることができ、また、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の定めるところにより、処分取消しの訴えを提起することができる。

2 不開示(診療記録の不存による不開示を含む。)又は部分開示の決定を行った場合にあっては、開示請求者に対する通知において、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に定める事項について教示しなければならない。

(報告)

第 11 条 医療情報室長は、条例第 60 条の定めるところにより、毎年度 1 回、この要綱の運用状況を取りまとめ、豊中市総務部法務・コンプライアンス課長に報告しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、当院が行う診療記録の開示に係る事務について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

市立豊中病院診療記録開示請求書

豊中市病院事業管理者 様
(市立豊中病院医療情報室)

(請求者) 住 所

氏 名

電話番号 () -

市立豊中病院における診療記録の開示に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり診療記録の開示を請求します。

本人署名 _____

| | |
|--|---|
| 1. 請求者の区分 | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人(<input type="checkbox"/> 本人が未成年者 (続柄)) <input type="checkbox"/> 相続人(続柄) <input type="checkbox"/> 任意代理人(続柄) |
| 2. 診療記録に記載されている本人の氏名及び住所 | |
| 3. 診療記録の内容 <外来・入院の別> <input type="checkbox"/> 外来 <input type="checkbox"/> 入院 | |
| <診療科> <input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> [] | <種類> <input type="checkbox"/> 診療記録(検査画像を含む) <input type="checkbox"/> 診療記録(検査画像を含まない) <input type="checkbox"/> その他 [] |
| <期間> 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| 4. 任意代理人による請求の場合にあっては、本人が開示請求をすることが著しく困難である理由 | |
| 5. 開示の方法 | <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他() |
| 請求者の確認方法 | <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他() |
| 代理権の確認方法 | <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> その他() |
| 本人同意の確認方法 | <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> その他() |
| 処 理 欄 | 受付日 年 月 日 (医療情報室 診療情報管理係 受付者) |

注 1 請求者本人であることを証する書類を提示又は提出してください。
 2 代理人又は相続人等による請求である場合にあっては、代理権を証する書類又は相続人等であることを証する書類を提示又は提出してください。
 3 未成年者の法定代理人による請求であって、当該本人が満15歳以上の者であるときは、本人の同意があることを示す書類を添付してください。
 4 任意代理人による請求の場合にあっては、本人が開示請求をすることが著しく困難である理由及びこれを証する書類を提示又は提出してください。
 お問い合わせは、医療情報室 診療情報管理係(電話 06-6843-0101)までご連絡ください。

市立豊中病院診療記録開示請求書の補正通知書

様

豊中市病院事業管理者

印

あなたが 年 月 日付けで提出された市立豊中病院診療記録開示請求書は、次のとおり不備がありますので、市立豊中病院における診療記録の開示に関する要綱第4条第6項の規定により補正を求めます。

| | |
|-----------------|--|
| 補正をする事項 | |
| 提出期限 | 年 月 日 |
| 添付書類 | |
| 補正書提出先 (担当課) | 所在地 〒560-8565 豊中市柴原町4丁目14番1号 担当課 市立豊中病院 医療情報室 診療情報管理係 電話 (06)6843-0101 |

注 提出期限までに補正ができない場合は、市立豊中病院 医療情報室 診療情報管理係 (電話 06-6843-0101)まで申し出てください。

市立豊中病院診療記録開示決定等期間延長通知書

様

豊中市病院事業管理者



(担当課) 市立豊中病院
医療情報室 診療情報管理係
(連絡先) (06)6843-0101

年 月 日付けで請求のあった診療記録の開示については、市立豊中病院における診療記録の開示に関する要綱第6条第6項の規定により、次のとおりその開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

| | |
|---|-----------|
| 診療記録に記載されている本人の氏名、住所及び患者番号(ID) | |
| 診療記録の内容 <外来・入院の別> <input type="checkbox"/> 外来 <input type="checkbox"/> 入院 <診療科> <種類> <期間> 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| 当初の開示決定等の期間 | 年 月 日 () |
| 延長後の期間 | 日間 |
| 延長後の開示決定等の期限 | 年 月 日 () |
| 延長の理由 | |

市立豊中病院診療記録開示決定通知書

様

豊中市病院事業管理者

印

(担当課) 市立豊中病院
医療情報室 診療情報管理係
(連絡先) (06)6843-0101

年 月 日付で請求のあった診療記録の開示については、市立豊中病院における診療記録の開示に関する要綱第6条第8項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

| | |
|---|--|
| 診療記録に記載されている本人の氏名、住所及び患者番号(ID) | |
| 診療記録の内容 <外来・入院の別> <input type="checkbox"/> 外来 <input type="checkbox"/> 入院 <診療科> <種類> <期間> 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| 開示の方法 | <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 開示の日時 | 年 月 日 () 午前・午後 時 分 |
| 開示の場所 | |

注1 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 当日都合の悪い場合その他開示等についてのお問い合わせは、市立豊中病院 医療情報室 診療情報管理係（電話 06-6843-0101）までご連絡ください。

豊病情第 号
年 月 日

市立豊中病院診療記録部分開示決定通知書

様
豊中市病院事業管理者 印
(担当課) 市立豊中病院
医療情報室 診療情報管理係
(連絡先) (06)6843-0101

年 月 日付けで請求のあった診療記録の開示については、市立豊中病院における診療記録の開示に関する要綱第 6 条第 8 項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

| | |
|--|--|
| 診療記録に記載されている本人の氏名、住所及び患者番号(ID) | |
| 診療記録の内容 <外来・入院の別> <input type="checkbox"/> 外来 <input type="checkbox"/> 入院 <診療科> <種類> <期間> 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| 〔根拠〕市立豊中病院における診療記録の開示に関する要綱の該当条項 〔開示できない部分及び理由〕 | |
| ※開示予定時期 | 年 月 |
| 開示の方法 | <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他() |
| 開示の日時 | 年 月 日 () 午前・午後 時 分 |
| 開示の場所 | |

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に_____に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は_____となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 注 1 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 当日都合の悪い場合その他開示等についてのお問い合わせは、市立豊中病院 医療情報室 診療情報管理係(電話 06-6843-0101)までご連絡ください。
- 3 ※は、1 年以内に開示可能な場合にその予定時期を記載していますので、改めて請求される場合は、事前に市立豊中病院 医療情報室 診療情報管理係(電話 06-6843-0101)にお問い合わせください。

市立豊中病院診療記録不開示決定通知書

様

豊中市病院事業管理者

印

(担当課) 市立豊中病院
医療情報室 診療情報管理係
(連絡先) (06)6843-0101

年 月 日付けで請求のあった診療記録の開示については、市立豊中病院における診療記録の開示に関する要綱第 6 条第 8 項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

| | |
|---|-----|
| 診療記録に記載されている本人の氏名、住所及び患者番号(ID) | |
| 診療記録の内容 <外来・入院の別> <input type="checkbox"/> 外来 <input type="checkbox"/> 入院 | |
| <診療科> <種類> | |
| <期間> 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| 〔根拠〕市立豊中病院における診療記録の開示に関する要綱の該当条項 〔開示できない理由〕 | |
| ※開示予定時期 | 年 月 |

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に_____に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は_____となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 ※は、1 年以内に開示可能な場合にその予定時期を記載していますので、改めて請求される場合は、事前に市立豊中病院 医療情報室 診療情報管理係(電話 06-6843-0101)にお問い合わせください。

開示請求に係る市立豊中病院診療記録存否応答拒否
決定通知書

様

豊中市病院事業管理者

印

年 月 日付けで請求のあった診療記録の開示については、市立豊中病院における診療記録の開示に関する要綱第6条第8項の規定により、次のとおり診療記録の開示請求を拒否することと決定しましたので通知します。

| | |
|--------------------------------------|--|
| 市立豊中病院診療記録 開示請求書に記載され た診療記録の内容 | <外来・入院の別> <input type="checkbox"/> 外来 <input type="checkbox"/> 入院 <診療科> <種類> <期間> 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 開示請求を拒否する 理由 | |
| ※拒否理由がなくなる 予定時期 | 年 月 |
| 担 当 課 | 市立豊中病院 医療情報室 診療情報管理係 電 話 (06)6843-0101 |

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に_____に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は_____となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 ※は、1年以内に開示可能な場合にその予定時期を記載していますので、改めて請求される場合は、事前に市立豊中病院 医療情報室 診療情報管理係(電話 06-6843-0101)にお問い合わせください。

豊病情第 号
年 月 日

市立豊中病院診療記録不存在による
不開示決定通知書

様

豊中市病院事業管理者

印

(担当課) 市立豊中病院
医療情報室 診療情報管理係
(連絡先) (06)6843-0101

年 月 日付で請求のあった診療記録の開示については、当該診療記録を保有していないため、市立豊中病院における診療記録の開示に関する要綱第 6 条第 8 項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

| | |
|---|---|
| <p>市立豊中病院診療記録 開示請求書に記載され た診療記録の内容</p> | <p><外来・入院の別> <input type="checkbox"/> 外来 <input type="checkbox"/> 入院</p> <p><診療科></p> <p><種類></p> <p><期間> 年 月 日 ~ 年 月 日</p> |
| <p>診療記録を保有して いない理由</p> | |

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に_____に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は_____となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。